

北九州地区労連ニュース

2021年5月号 No. 175

連絡先 北九州市小倉北区黄金1-4-9-207号

メール k_roren@ybb.ne.jp 093-921-0747

ホームページ https://kitakyushu-roren.sakura.ne.jp/

解雇・残業代未払い・パワハラ

あきらめないで電話して下さい

秘密厳守 労働相談ホットライン
相談無料

093-921-0747

k_roren@ybb.ne.jp

コロナ禍、2年ぶり 第92回北九州統一メーデー開催！

5月1日(土) 10時から

実行委員会主催の「第92回

統一メーデー」を小倉北区勝
山公園で行いました。

新型コロナウイルスの感染
拡大が続く中、参加人数の限
定や感染防止対策を徹底し、
2年ぶりの開催でした。

労働組合や市民団体など5
0団体450人が参加し団結
を固めました。

永富雅生実行委員長は、コ
ロナ感染拡大での菅政権の無
為無策を批判。「コロナ禍で疲
弊する中小企業労働者への対
策が打てない中、大企業と資
産家は高騰する株価で資産を
増やしている」と指摘。3月
22日の政府の経済財政諮問
会議で、地方の賃上げによる

東京一極集中の是正が議論さ
れたことなどに触れながら、
さらなる底上げを求めていく
とともに、総選挙に向け北九
州から市民と野党の共闘を広
げるよう呼びかけ、「新たな政
治を私たちの手に勝ち取る起

点となる集会にしよう！」と
訴えました。

来賓には、北九州市民の会、
平和をあきらめない北九州ネ
ット、日本共産党田村貴昭衆
議院議員・高瀬菜穂子県議会
議員・北九州市議8名全員が
参加しました。

祝電は北九州市長、福岡県
北九州労働者支援事務所長、
福岡県中央統一メーデー実行
委員会実行委員長からあり、
紹介しました。

争議組織からの訴えは、中
村争議団議長が、裁判闘争を
行っている北九州埠頭の地位
確認等請求事件の現況やコロ
ナ禍で厳しい状況にある北九
州地域ユニオンの組合員の実
情と支援を訴えました。

カンパの訴えを行った後、
各団体からの発言では、11
人がそれぞれの立場からコロ
ナ禍での労働環境の改善など
を発言しました。健和会労働
組合の伊藤千夏副執行委員長
は、「国の医療抑制政策で元々

現場に医療資源がない中、現
場は疲弊しきつてる。医療従
事者と市民の生命と健康を守
る政治を」と訴えました。

プラカード展は、最優秀賞
に新婦人の会小倉北支部、金
賞に新婦人の会門司支部、銀
賞に新婦人の会八幡西支部、
銅賞に年金者組合小倉支部が
選ばれました。

メーデースローガン(案)
をKOH労働組の藤岡さん
が、メーデー宣言を新婦人の
会清水さんが読み上げて提案
し、拍手で採択されました。

メーデー議長として健和会
労働組合の永末さん、北九州
地区国公の吉岡さんに務めて
いただきました。

あいさつは、開会を北九州
市職労重野委員長、閉会を国
労北九州地区本部畠山委員長
が行いました。



雨あがり

私の職場の年齢構成は、50
歳前半から60歳後半という
職場だった。この高年齢ばかり
の職場に4月から22歳の青
年が新規採用者で配属された。

この職場に最近変化が出てき
たと感じている。今までは職場
での雑談の話題といえば病気
のことや高齢の両親の世話の
話題、子供の就職・結婚等の会
話が多かった。しかし、最近で
は、22歳の青年は初めての一人
暮らしと言ったことで職場の
メンバーは自分の子供を見る
ようになっていることを心配し
ている様子で青年に様々なこ
とを話しかけている。食事のこ
とや健康のこと等、時には将来
の結婚のことも話題にして話
しかけている。22歳の彼もお
じさん・おばさんから話しかけ
られても楽しそうに会話をし
ている。職場に若い人が入って
きたことで職場の雰囲気は明
らくなつて活気が出てきたよ
うな気がする。これは労働組合
についても同様なことはいえ
るのだと思う。以前は労働組合
に青年部という組織があった
が、若い人が少なくなつて青年
部は休止状態が何年も続いて
いる。彼が配属されて一ヶ月半
が経過したが組合の話ができて
いないのでそろそろ話をし
ていこうと思っている。(池)

第92回北九州統一メーデー 各団体からの発言

北九州憲法集会実行委員会

三浦哲史事務局員が「2021年憲法集会メーデーアピール」し参加を呼びかけました。

「建設アスベスト訴訟全面解決に向けて」について、福建労北九州支部川上洋一支部長が発言しました。



いかに貧困・福岡の生存権裁判原告の副島正明さんが、「生存権裁判判決に向け」について発言しました。

健和会労組の伊藤千夏副委員長は、「コロナ禍から国民の命と健康をまもるために！」一緒に政府を包囲しようと呼びました。

「第31回人間らしく働くための九州セミナー」北九州開催について」を現地実行委員会の那須隆紀事務局長が発言しました。

国鉄労働組合福岡彰さんは、地方ローカル線を守る戦いについて訴えました。



全教北九州教職員組合の中川喜久子書記長は、35人学級実現！を訴えました。



人権連北九州地区協議会宮浦恵さんが「部落問題を特別扱いせず本音で語れる地域づくりで、全国水平社創立100年を部落問題解決のゴールにしよう！」と訴えました。



北九州連絡協議会の八記久美子さんが、門司から辺野古への土砂搬出をストップさせた戦いについて発言。会場から大きな拍手がありました。



大会を中止せざるを得ない状況になったことについて悔しそうに発言しました。



全日本年金者組合北九州協議会の明城艶子さんは、「高齢者医療費2倍化に反対」について訴えました。



5・3 憲法集会

憲法記念日の5月3日、憲

法集会「生きることに『自粛』なし」がムーブ大ホールで行われました。

コロナ禍の生存権をテーマにした講演がありました。困窮する当事者や、ホームレスなどの支援に携わるNPO法人抱樸の理事長奥田知志理事長の話に約250人（感染対策を行い席数を半数以下に）が聞き入りました。

奥田さんは、コロナ禍の20年に過去最悪を更新した全国の児童生徒の自殺者数に「なんで苦しんでいるのか言えずに子どもたちが死んでいく。『助けて』と言いたい空気がまん延している。」と強い懸念を示しました。

菅首相が同年の所信表明演説などで、「まず自助」とした社会像を疑問視しつつ『助け』と『助ける社会を国だけでなく我々大人が再構築する必

要がある。」と強調されました。



集会には奥田さんのほかに、公立中学の非常勤講師が2020年3～5月のコロナに伴う長期休業の状況を報告しました。「時間給の講師には常勤講師のような賃金保証がなく、公務員ゆえ民間のような休業補償もない」と窮状を訴えました。

外国人技能実習生の劣悪な労働環境の実態や飲食業の方の報告では、当事者の深刻な実態と権利の保障を求める活動が報告されました。

前田憲徳実行委員長は、衆院憲法審査会での国民投票法改訂案の強行を許さず「立憲主義を守ろう。」と訴えました。

現憲法を守る幅広い連帯をつくり、総選挙で野党の共闘と躍進の実現を目指す集会アピールが採択されました。



地区労連からは、永富議長、永吉事務局長、増田北九州地域ユニオン組合員が実行委員として参加し受付業務を行いました。実行委員会には、加盟組合、友誼団体も多く参加していました。お疲れさまでした。



九州建設アスベスト決起集会

建設現場で飛散したアスベスト（石綿）を吸い肺がんなどにかかった被害者と遺族が国と建材メーカーを訴える建設アスベスト九州訴訟で、同訴訟本部は4月25日（日）に総決起集会を粕屋町サンシイクかすやで開きました。福建労北九州支部の役員とともに地区労連からも議長と事務局長が参加しました。

石本利通闘争本部長が先行する神奈川、東京、京都、大阪の4訴訟の最高裁決定で国の賠償責任が確定、建材メーカーの責任も認定されること

が確実だと強調しました。政治的解決を進めるよう呼びかけ、「2011年の九州訴訟から10年、全ての被害者の救済を！」と訴えました。

集会には自由民主党の鬼木誠衆議院議員、立憲民主党の古賀之土参議院議員、日本共産党の田村貴昭衆議院議員、

れいわ新選組の大島九州男前参議院議員が参加し、それぞれあいさつをしました。与党プロジェクトチーム座長の野田毅衆議院議員（自由民主党）と座長代理の江田康幸衆議院議員（公明党）はメッセージを寄せ、江田議員の秘書が代読しました。

支援団体として永富地区労連議長が早期の解決、救済を求めました。平元薫原告団長は、「決着がつくまで原告団などの仲間と一緒に頑張りた

い。」と話しました。最後に閉会あいさつと団結ガンバローを訴訟を支える会の土井善博会長が行いました。



労働法コラム 第76回

従業員がコロナに感染してしまった
場合の使用者の責任

黒崎合同法律事務所

朝隈 朱絵 弁護士

1 Y社では、コロナ禍でも従業員を在宅勤務とするこ

となく、時差出勤等の措置も特にとらず、通常通りの出勤を指示していたところ、接客担当であるXさんを含む従業員の内数名がコロナに感染してしまいました。Xさんは、何か補償を受けることができるでしょうか。また、Y社は何か責任を負うのでしょうか。

2 Xさんのコロナ感染が業務上の災害である場合、X

さんは労災補償を受けることができます。業務上の災害と言えるためには、①業

務と傷病による損害との間に一定の因果関係(相当因果関係)が存在すること、すなわち、労働者が労働契約に基づき、使用者の支配下にある状態で発生したものであること(業務遂行性)、②業務と傷病との間に経験則に照らして認められる客観的な因果関係があること(業務起因性)の2つの要件が必要になります。

具体的には、労働者が就業時間中に命じられた仕事を命じられた場所で行っていた際の災害は全て業務上の災害となり、本来の業務以外の行為であっても、それが本来の業務に付随するものである場合、用便や飲水等の必要的行為の場合、作業に伴う準備行為又は後始末の行為中の場合、緊急事態発生時の緊急行為中の

場合等は業務上の災害となります。

3 新型コロナウイルスに関する労災認定について、厚生省は、(i)医療従事者については原則として労災保険給付の対象になること、(ii)医療従事者等以外であって、感染経路が特定できなくても、①複数の感染者が確認された労働環境下での業務や、②顧客等との接近や接触の機会が多い労働環境下での業務に従事する労働者については、業務

により感染した蓋然性が高く、業務に起因したものと認められるかを、個々の事案に即して適切に判断するものとしています(令2.4.28基補発1号)。この基準をXさんについてみると、Y社ではXさん以外の従業員も数名コロナに感染しており、XさんがY社で勤務中に感染した可能性が高いと言えます。ま

た、Xさんは接客担当で、多くの人と接触する機会が多く、この点からも、勤務中の感染の可能性が高いと言えます。さらに、Y社

では、在宅勤務や時差出勤の指示もしていなかったことから、Xさんは通勤中に感染した可能性も否定できません。このような事情からすれば、Xさんについては業務上の災害であることが認定されて、労災補償を受けることができる可能性が高いと言えます。

4 また、Y社には安全配慮義務があるところ、新型コロナウイルス蔓延による従業員の感染が危惧される中で、在宅勤務を行うなどして可能な限り感染防止対策を講ずることが安全配慮義務の1内容となつていると言えます。本件で、Y社が、合理的な理由もないのにただ漫然と全員に出勤を命じ、その結果、従業員

がコロナに感染したとすれば、Y社は、安全配慮義務違反として、使用者責任を負うことになり、Xさんを含めたコロナに感染した従業員の治療費や休業損害について、支払い義務を負うこととなります。

5 新型コロナウイルスが流行し始めて1年以上経ちますが、まだまだ社会の適切な対応は追いついておらず、働く現場においても、使用者側も労働者側も、戸惑うことが多いと思います。お困りことがあれば、当事務所にお気軽にご相談ください。

